

## 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者候補者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設（以下「ふれあい拠点施設」という。）の「指定管理者候補者」を選定するに当たり、専門家の判断を仰ぎ、適正な審査を行うため、「埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (業務)

第2条 選定委員会は、ふれあい拠点施設の指定管理者候補者を選定するに当たり、埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例及び東部地域振興ふれあい拠点施設指定管理者募集要項に基づき選定基準を策定し、申請書等提出書類の審査等を行う。

### (組織)

第3条 選定委員会は委員6名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から知事が就任を依頼する。

- (1) 公の施設、まちづくりに関して見識を有する者
- (2) 施設管理に専門的知識を有する者
- (3) 事業運営について見識を有する者
- (4) 経営について見識を有する者
- (5) その他知事が必要と認める者

3 委員の少なくとも過半数は、県職員以外の外部の専門的知識等を有する者から選任する。

4 指定管理者となるため申請を提出しようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）の役員である者は、委員となることができない。

5 委員の任期は、指定管理者候補者の選定をもって終了する。

### (委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 選定委員会は、知事が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は非公開とする。

### (審査等)

第6条 選定委員会の審査において、委員が審査対象となっている法人等の顧問弁護士その他の利害関係人であるときは、当該委員は、当該法人等の審査から除くものとする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を求めることができる

(委員の責務)

第7条 委員長又は、委員は、直接的間接的を問わず、申請者に対し特別な援助、助言等を行ってはならない。

2 委員長及び委員その他関係者は、委員会の内容又は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が選定委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。